古賀市地域包括支援センター業務委託

プロポーザル応募要項

　令和２年７月

古賀市保健福祉部介護支援課

目次

1. **プロポーザルの概要**
2. プロポーザルの趣旨
3. 業務名
4. 委託期間
5. 施設の名称及び担当する日常生活圏域
6. 業務の内容
7. **応募について**
8. 応募資格
9. 応募単位
10. 公募説明会
11. 応募方法
12. プロポーザル参加意思表示
13. プロポーザル参加意思表示した法人が別に提出する書類
14. 応募の抹消
15. **選考について**
16. 選考について
17. 選考方法
18. 書類審査
19. プロポーザル審査
20. 審査項目
21. 選考結果
22. 選定について
23. 選定結果の公表について
24. **スケジュール等**
25. 公募スケジュール
26. **古賀市地域包括支援センター受託法人応募提出書類一覧**
27. **その他、留意事項**
28. 費用負担
29. 応募書類の取り扱い
30. 業務開始に向けた準備
31. 受託候補法人との協議・契約
32. その他

**第１章　プロポーザルの概要**

1. プロポーザルの趣旨

古賀市においても、２０２５年に団塊の世代が７５歳以上となり、さらに２０４０年に

は団塊ジュニア世代が６５歳以上となることから、今後も高齢者人口が増加し続け、なかでも介護ニーズの高い８５歳以上人口の急速な増加が見込まれる。

　このような将来を見据えると、高齢者ができる限り住み慣れた地域で、人生の最期まで

尊厳を持って自分らしい生活を送ることができる地域包括ケアシステムの構築と深化に向

けて、中核的な機関である地域包括支援センターの体制・機能強化を図る必要がある。

このような状況から、古賀市地域包括支援センターについては、保健・福祉・医療・介護の向上と増進のために必要な援助支援を行う「委託型包括支援センター」を新たに市内３か所に設置し、併せて「直営の基幹型地域包括支援センター」をサンコスモ古賀に設置することで、直営・委託双方のメリットを生かした運営体制により、さらなる機能強化を図る。

　これに伴い、介護保険法（平成９年法律第１２３号）第１１５条の４６の規定に基づき、

包括的支援事業等を一体的に実施する地域包括支援センター業務委託受託法人をプロポー

ザル方式で選考するもの。

２．業務名

　古賀市地域包括支援センター業務委託

３．委託期間

令和３年４月１日から令和６年３月３１日までの３年間とする。

ただし、本業務の開始後において、関係法令を遵守しない場合又は本業務の実施につき

著しく不適当と認めた場合は、古賀市介護保険運営協議会の意見を聴いた上で、期間の満了前に契約を解除する場合がある。

４．施設の名称及び担当する日常生活圏域

　本業務を行う拠点となる施設の名称並びに担当する日常生活圏域は、次のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 名称 | 圏域名 | 担当行政区域 |
| 古賀市第１地域包括支援センター | 古賀中学校区 | 筵内、久保、久保西、庄北、庄南、古賀団地、中央、古賀北、古賀南、中川、鹿部、日吉台、古賀東、花鶴丘１丁目、花鶴丘２丁目１、花鶴丘２丁目２、花鶴丘２丁目３、花鶴丘３丁目 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 名称 | 圏域名 | 担当行政区域 |
| 古賀市第２地域包括支援センター | 古賀北中学校区 | 病院、千鳥北、千鳥南、千鳥東、さや団地、高田、千鳥タウンコート、東浜山団地、花見南、花見東１、花見東２、北花見、舞の里１、舞の里２、舞の里３、舞の里４、舞の里５ |
| 古賀市第３地域包括支援センター | 古賀東中学校区 | 新原、今在家、青柳、小竹、町川原１、町川原２、谷山、小山田、薬王寺、米多比、薦野 |

５．業務の内容

　別紙「仕様書」のとおり。

**第２章　応募について**

1. 応募資格

　地域包括支援センター業務を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる法人で、次の要件をすべて満たす法人とします。

* 1. 福岡県内に主たる事務所を有する民間企業、特定非営利団体活動促進法（平成１０年法律第７号）に基づく特定非営利活動法人（以下、「ＮＰＯ法人」という。）、老人福祉法第２０条の７の２第１項に規定する老人介護支援センターの設置者、地方自治法第２８４条第１項に規定する一部事務組合、その他の法人であること。

※「その他の法人」とは医療法人、社会福祉法人、包括的支援事業を実施することを目的とする一般社団法人、一般財団法人等のことをいう。

* 1. 別紙「仕様書」に定める業務の実施体制を整備できること。
	2. 介護保険法第１１５条の２２第１項に規定する「指定介護予防支援事業者」の指定

を受け、担当する日常生活圏域内において、令和３年４月１日に地域包括支援センターを設置し、業務を開始することができること。

* 1. 介護保険法第１１５条の２２第２項に規定する要件のいずれにも該当しないこと。
	2. 包括的支援事業、指定介護予防支援事業について、適切、公正、中立かつ効果的に

実施することができること。

* 1. 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定により古賀市

における一般競争入札等の参加を制限されている者でないこと。

* 1. 応募法人に、法人税、法人市民税、消費税、地方消費税、古賀市税等の租税の滞納

がないこと。

* 1. 役員の中に破産者及び禁固以上の刑に処された者がいないこと。
	2. 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）及び民事再生法（平成１１年法律第２２

５号）等に基づく手続きがなされている者でないこと。

* 1. 役員等（理事、監事又はこれらに準ずる者をいい、その他いかなる名称を有する者

であるかを問わず、理事、監事又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する

ものと認められる者を含む。）が、古賀市暴力団等追放推進条例（平成２１年古賀市

条例第１８号）第２条に規定する暴力団員又は暴力団員等でないこと。

1. 応募単位

「古賀市第１地域包括支援センター」、「古賀市第２地域包括支援センター」及び「古賀

市第３地域包括支援センター」のそれぞれ３か所を公募する。

　　①　応募するセンターごとに必要書類を提出すること。

　　②　審査については、公募するセンターごとにプロポーザルを実施する。

1. 公募説明会

公募説明会を下記のとおり開催する。応募法人は原則として参加すること。

（１）日　時：令和２年７月３１日（金）午後２時開始（受付：午後１時３０分～）

（２）会　場：サンコスモ古賀２０１・２０２研修室

（３）内　容：委託業務内容、応募書類の確認等

（４）参加者：各法人３名程度まで

（５）その他：令和２年７月２５日（土）午後５時までにＦＡＸで申し込むこと

1. 応募方法
2. プロポーザル参加意思表示
3. 提出書類

ア）参加表明書［様式１］

イ）質問票［様式２］

※［様式１］及び［様式２］の書類は、必ずセンターごとに提出すること。

1. 受付期間

令和２年７月３１日（金）から令和２年８月１７日（月）まで

（土・日・祝日を除く）

1. 受付時間

午前８時３０分から午後５時まで

1. 提出場所

古賀市庄２０５番地　サンコスモ古賀

古賀市保健福祉部介護支援課包括支援センター係

電話：０９２－９４２－１１５６（直通）

オ.提出方法

　　 　介護支援課に持参又は郵送（郵送の場合は提出期限までに必着）

カ.質問事項

　 応募に関して質問がある場合には、質問票［様式２］をFAXで提出すること。

　 FAX：０９２－９４２－０４０４

キ.質問票提出期限

　 令和２年９月４日（金）午後５時まで（必着）

　　 　質問は、項目ごとに質問票を１枚使用し、簡潔に記入すること。また、送信後に必

ず介護支援課包括支援センター係あてに着信確認の電話を入れること。

　　　 応募法人より提出された質問については、質問を行った法人を含め応募者全員に

　回答する。

1. プロポーザル参加意思表示した法人が別に提出する書類
2. 提出書類
3. 誓約書［様式３］
4. 法人概要書［様式４］
5. 法人役員名簿［様式５］
6. 地域包括支援センター運営に関する事項（基本理念）［様式６］
7. 地域包括支援センター運営に関する事項（開設日程）［様式７］
8. 地域包括支援センター運営に関する事項（職員配置・職員確保体制）［様式８］
9. 各配置予定職員の資格証写し
10. 地域包括支援センター運営に関する事項（事務所設置計画）［様式９-１・２・３］
11. 地域包括支援センター運営に関する事項（危機管理）［様式１０］
12. 地域包括支援センター運営に関する事項（収支計画書）［様式１１］
13. 法人登記簿謄本（これらの提出書類提出日以前、３か月以内に発行されたもの。これらの提出書類提出日現在の状況が反映されているもの）
14. 印鑑証明書
15. 定款、寄付行為等法人の根本規則を定めたもの
16. 国税、県税及び市税の滞納がないことの証明書
17. 法人の財務状況に関する書類（損益計算書、貸借対照表）《直近３年分》
18. 法人の事業内容等の概要が分かるもの（パンフレット等）
19. 提出部数

　　　正本１部、副本（正本の写し）８部　計９部

1. 受付期間

　　　令和２年９月１１日（金）から令和２年９月３０日（水）まで

　　　（土・日・祝日を除く）

エ. 受付時間

　　　午前８時３０分から午後５時まで

オ. 提出方法

　　〈提出場所〉古賀市庄２０５番地　サンコスモ古賀

　　　　　　　　古賀市保健福祉部介護支援課包括支援センター係

　　　　　　　　電話　０９２－９４２－１１５６（直通）

　受付期間内に応募書類一式を介護支援課内地域包括支援センターに直接持参すること。書類の確認を行うため、応募に関しては事前に電話で予約の上、持参すること。

* 1. 持参については、代理人も可。
	2. 応募書類の訂正については、提出期間終了後は受け付けしない。
	3. 応募書類に不足があった場合、受理することができないものとする。
	4. 応募書類の内容に補正を求める場合がある。
	5. 応募状況の問い合わせ及び提出書類内容の確認については、一切受け付けない。
	6. 応募を辞退する場合は、応募辞退届（任意様式）を提出すること。なお、その場合であっても提出された書類は、返却しないものとする。

カ.提出にあたっての留意事項

* + 1. 各様式について特に指定がない場合は、原則として令和２年９月１日現在で記入す

ること。

* + 1. 文字は１０．５ポイント以上とする。
		2. 各様式を変更することは不可。行数が足りず、追加したい場合は、同様式を複数枚

作成するか、別紙を添付すること。別紙を添付する場合は、添付したい様式の次に

ファイリングをすること。

* + 1. 正本・副本ともに、様式番号順にＡ４番縦型フラットファイルに左２穴開け綴じと

すること。（チューブファイル等の厚型・硬質のファイルは避ける。）

* + 1. 正本・副本ともに、提出書類ごとにインデックス（様式番号又は添付資料名を表示。）

を付けること。（※インデックスは、直接応募書類に付けず、必ず仕切紙につけるこ

と。）

* + 1. 正本・副本のフラットファイルの表紙及び背表紙には、図のとおり「法人名」「正

本・副本の別」等を記載すること。

* + 1. 正本１部と副本８部をそれぞれファイリングして、合計９部を提出すること。
		2. 正本・副本ともに、表紙には応募するセンターの名称及び圏域名を記載すること。

〈表紙〉　　　　　　　　　　　　　　　　　　〈背表紙〉



古賀市地域包括支援センター業務委託

応募申請書　　～正本～

古賀市第●地域包括支援センター

●●中学校区

　　　　　　　　　　　●●法人　●●会

⑨　正本の作成については、以下のことに注意すること。

・契約書等の本来当事者同士で原本を保管するべきものについては、写しの提出で可。ただし、その場合は、代表者名で以下の見本のように原本証明を行うこと。

・原本証明に押印する法人印は、印鑑証明の印影と同じものを使用すること。

 [代表者名による原本証明の見本]

|  |
| --- |
| この写は原本と相違ありません。令和　　年　　月　　日法人印法人名　　○　○　○　○　○代表者名　○　○　○　○ |

1. 応募の抹消

　応募法人が提出書類の受付締切日以降、選定の日までの間に次のいずれかに該当した場

合は、その応募を抹消し、また、事業の受託候補法人となっている場合にはその対象から

除外する。

①　受付期間内に応募書類が全て提出されなかった場合

②　本要項に違反又は著しく逸脱した場合

③　地方自治法施行令第１６７条の４の規定に該当した場合

④　応募法人又はその関係者が、本応募の採否に係る働きかけを目的とし、直接又は間

接に古賀市職員及び古賀市介護保険運営協議会の委員などの本件関係者と接触をもった場合

**第３章　選考について**

１．選考について

　受託候補法人の決定については、別紙２「評価基準」に沿った書類審査・ヒアリング等

の実施を経て、古賀市介護保険運営協議会から意見を聴取し、古賀市高齢者福祉施設等運

営事業者選考委員会の選考を受け、古賀市長が決定する。

また、応募センターごとに選考を行う。

なお、審査結果によっては、受託（候補）法人が決定されない場合がある。

1. 選考方法

　選考方法については、書類審査及びプロポーザル審査により行う。

1. 書類審査

　　書類審査については、事務局において提出された応募書類により、資格要件を満たしているかの審査を行う。

1. プロポーザル審査

　　プロポーザル審査については、書類審査により要件を満たしている法人を対象に、審査項目を審査し、選考委員において応募書類、プレゼンテーション、質疑応答内容を総合的に評価する。

　　なお、プロポーザル審査の採点において、選考委員全員の合計点が審査項目表の配点の合計点の５割に満たない場合は、受託候補法人となることができない。

　〇出席者

　　１法人３人以内。（応募法人の職員以外の参加は認めない。）

　〇実施時間

　　１法人３０分以内。

　　（応募書類の説明２０分以内、質疑応答１０分程度）

　〇プロポーザル審査日時（予定）

　　令和２年１０月１２日（月）から令和２年１０月３０日（金）のいずれかの日

　　※時間等の詳細は、別途文書にて通知する。

1. 審査項目

　審査項目等については、次のとおり。

|  |
| --- |
| 審査項目 |
| １　基本理念 |
|  | 応募動機 |
| 地域包括ケアシステムの中核機関としての機能 |

|  |
| --- |
| 審査項目 |
| ２　実績と経営状況 |
|  | 介護サービス事業実績 |
| 経営の安定性 |
| ３　開設日程 |
|  | 地域包括支援センター開設までの準備計画 |
| 開設予定地の選考の考え方 |
| 建物や施設・整備 |
| ４　職員確保 |
|  | 職員配置予定者 |
| 法人における職員確保に関する状況 |
| ５　危機管理 |
|  | 個人情報の保護・管理 |
| 災害時・緊急時の２４時間対応 |
| 苦情処理と業務への反映 |
| 事業実施における不測の事態への対応 |
| ６　収支計画及び提案額 |
|  | 収支計画 |
| 見込額 |

1. 選考結果

　選考結果については、全応募法人に文書にて通知を行う。

なお、選考後あるいは引き継ぎ等業務開始後であっても、応募内容と実際面に重大な乖

離があった場合は、選考結果を取り消す場合がある。その際の費用弁償には一切応じない。

1. 選定結果の公表について

　今般の公募手続等の応募状況及び選定法人の結果等については、選考結果通知後、契約

締結日前に古賀市ホームページに掲載し、公表する予定。

**第４章　スケジュール等**

１．公募スケジュール

　公募に関するスケジュールは、以下のとおり。

|  |  |
| --- | --- |
| （１）プロポーザル応募要項の配布 | ７月３１日（金）～　８月１７日（月） |
| （２）プロポーザル参加表明書の提出 | ７月３１日（金）～　８月１７日（月） |
| （３）質問票の提出 | ８月１７日（月）～　９月　４日（金） |
| （４）応募書類の提出 | ９月１１日（金）～　９月３０日（水） |
| （５）プロポーザル審査 | １０月中旬 |
| （６）選定結果の通知・公表 | １１月６日（金） |
| （７）細目協議・引継等 | １２月上旬～ |
| （８）契約締結日・業務開始日 | 令和３年４月１日（木） |

　※プロポーザル審査については、日程調整により、期日が変更する場合があります。この場合には、応募者に対して介護支援課より連絡いたします。

**第５章　古賀市地域包括支援センター受託法人応募提出書類一覧**

※提出書類は一覧表の順に並べて提出すること。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| Ｎｏ. | 確認 | 種別 |  書類名・資料名 |
| １ | □ | 様式３ | 誓約書 |
| ２ | □ | 様式４ | 法人概要書 |
| ３ | □ | 様式５ | 法人役員名簿 |
| ４ | □ | 様式６ | 地域包括支援センター運営に関する事項（基本理念） |
| ５ | □ | 様式７ | 地域包括支援センター運営に関する事項（開設日程） |
| ６ | □ | 様式８ | 地域包括支援センター運営に関する事項（職員配置・職員確保体制） |
| ７ | □ |  | 各配置予定職員の資格証写し |
| ８ | □ | 様式９－１ | 地域包括支援センター運営に関する事項（事務所設置計画） |
| □ | 様式９－２ |
| □ | 様式９－３ |
| ９ | □ | 様式１０ | 地域包括支援センター運営に関する事項（危機管理） |
| １０ | □ | 様式１１ | 地域包括支援センター運営に関する事項（収支計画書） |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| Ｎｏ. | 確認 | 種別 | 書類名・資料名 |
| １１ | □ | 資料 | 法人登記簿謄本（応募の３か月以内に発行されたもの） |
| １２ | □ | 資料 | 印鑑証明書 |
| １３ | □ | 資料 | 定款、寄付行為等法人の根拠規則を定めたもの |
| １４ | □ | 資料 | 国税、県税及び市税の滞納がないことの証明書 |
| １５ | □ | 資料 | 法人の財政状況に関する書類（損益計算書、賃借対照表）（直近３年分） |
| １６ | □ | 資料 | 法人の事業内容等の概要が分かるもの（パンフレット等） |

【その他の資料】

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| № | 確認 | 種別 | 書類名 | 提出期限 |
| １ | □ | 様式１ | 参加表明書 | 令和２年８月１７日（月）午後５時まで |
| ２ | □ | 様式２ | 質問票 | 令和２年９月 ４日（金）午後５時まで |

**第６章　その他、留意事項**

１．費用負担

　応募に関して必要な費用は、応募法人の負担となる。

２．応募書類の取扱い

　応募書類は、理由の如何を問わず返却しない。

３．業務開始に向けた準備

受託候補法人は、令和３年４月１日から円滑に業務が開始できるよう、令和３年３月

３１日までに事務所や備品等の準備、必要書類の作成、業務の引継ぎや研修への参加など、必要な準備を行うこと。なお、令和３年３月３１日以前に準備等に要した費用は、選考された法人の負担とする。

1. 受託候補法人との協議・契約

　古賀市は、受託予定者と協議し、所定の手続きを経て令和３年３月３１日までに委託契約を締結する予定である。なお、契約までの間に、本業務を委託することが著しく不適当と認められる事情が生じたときは、委託契約を締結しない場合がある。

　また、選考後の受託の辞退は原則として認めない。また、受託の辞退により古賀市に損害が生じた場合は、その費用を請求する場合がある。

1. その他

　本要項に定めのない事項については、古賀市の指示によるものとする。

《問い合わせ・書類の提出先》

郵便番号：８１１－３１１６

住　　所：福岡県古賀市庄２０５番地　サンコスモ古賀

担当部署：古賀市　保健福祉部　介護支援課　包括支援センター係

担　　当：吉武・蒲池

電　　話：０９２－９４２－１１５６

Ｆ Ａ Ｘ：０９２－９４２－０４０４

E－mail ：houkatu@city.koga.fukuoka.jp